

家庭的養育の推進について

R8.6 東京都品川児童相談所

東京都社会的養育推進計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

■「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障（※）」の2つを、計画全体を貫く共通の考え方として位置付け

※ 家庭養育優先原則・・・児童福祉法第3条の2に基づき、児童が家庭で養育されるよう保護者を支援することを第一とし、やむを得ない場合は家庭における養育環境と同様の養育環境（里親等）を検討する考え方

※ パーマネンシー保障・・・永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障



	特別養子縁組	養育家庭（里親）
親子関係	実の親子関係になる（民法による縁組）	実の親子関係にならない（児童福祉法による委託）
実施機関	<行政> 児童相談所 <民間> 民間養子縁組あっせん機関	<行政> 児童相談所
児童の年齢	1 5 歳未満 （やむを得ない事由がある場合には18歳になるまで）	0 歳～1 8 歳未満 （措置延長の場合、20歳未満）
養育の制限	実の親子関係となるため、養育の期限なし 離縁は養子の利益のため特に必要がある時のみ （養親からの請求不可）	委託期間は児童の状況等により設定（短期～長期） 委託解除により養育期間は終了
児童の戸籍	縁組成立後は、父母の氏名として養親の名前が記載され、実親の名前は記載されない	里親委託による戸籍上の変更はなし （委託期間中の通称として里親の氏を使用する場合あり）

児童虐待やその疑い、おそれ
に関する相談(通告)

おおた児童虐待対応ダイヤル
都区共通 #9924(キューキューツーホー)
※夜間・休日の連絡 189(いちはやく)

都区合同インテークチーム

※ 都区職員で構成するチームが対応することで、
速やかな情報共有・調査を実施

都区合同振分・緊急受理会議

※ 家庭の状況、緊急性やリスク等を総合的に判断
適切な対応方針・対応機関を迅速に決定

大田区

東京都

こども家庭センター
(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)

身近な場所での母子保健と
児童福祉の一体的支援

- ・妊娠期からの出産後の子育て支援
まで切れ目ない支援
(特定妊婦等への継続支援等)
- ・区内や地域毎の子育て支援サービス
等の情報提供 など

おおたこども家庭センター

こども・子育て全般に関する
相談の第一義的な窓口

- ・養育に困難を抱える家庭等
の実情把握・相談対応
- ・地域のネットワークや子育て支援サービス
等を組み合わせた継続的支援 など

要保護児童対策地域協議会
の調整機関

- ・関係機関と適切に連携・協働し、
包括的・継続的に支援

個別ケース検討会議

地域のニーズ把握

必要な情報交換
支援内容の協議

区や民間の
サービス紹介

地域資源の開拓・活用

児相は、区を全面的にバックアップ
地域連携を強化することで、
地域の支援力が向上

大田児童相談所

児童福祉司、児童心理司等の
専門スタッフによる相談対応

- ・一時保護、立入調査、施設入所等
法的権限の行使
- ・医療・心理ケアの提供 など

緊急性・リスク高

一時保護

※分離が必要と認める場合
(原則最長2か月)

家庭環境の調整に時間が必要

施設入所

特別養子縁組
里親委託等

家庭復帰、地域へ

<対象となる児童>

- ・要保護児童・・・保護者がいない、または
保護者に監護させることが不相当と
認められる児童(虐待を受けている等)
- ・要支援児童・家庭・・・保護者による養育
の支援が必要と認められる児童・家庭
- ・特定妊婦・・・出産後の養育について
出産前において、支援を行うことが
特に必要と認められる妊婦

子育て支援
による予防
(健康群)

支援による
未然防止
(発生リスク有)

在宅支援
(中～軽度虐待)

親子分離必要
(重度虐待)